

確定申告の時期が到来しました。今月は医療費控除についてご紹介します。

< 医療費控除とは >

1月から12月までの間に、本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が支払った医療費のうち10万円（または所得の5%）を越える分について、確定申告をすると税金の還付が受けられる制度です。具体的には、以下の式で控除額が計算されます。

- ・ $(1\text{年間の医療費}) - (\text{保険金などで補てんされる金額}) = (A)$
- ・ $(A) - (10\text{万円または所得金額の5\%、どちらか少ない金額}) = (B)$
- ・ $(B) \times (\text{所得税率}) \times 0.8 (\text{定率減税分}) = \text{医療費控除額 (最高で200万円)}$

< どこまでが医療費？ >

医療機関での治療費だけでなく、かぜ薬などの市販薬・介護用のオムツ・通院にかかる交通費も医療費に含まれます。最終的な判断は税務署が行いますが、「治療に付随してかかった費用」は○、「予防や健康増進、美容目的」は×と考えれば良いでしょう。

バスや電車などは領収書がないので、通院した月日や交通機関・利用区間をきちんとメモしておくことが大切です。原則としてタクシーは交通費として認められませんが、緊急の場合の通院であれば例外として認められます。

医療費控除の対象となるもの	医療費控除対象とならないもの
医師等による診療費・治療費	診断書の作成費
病気が発見された場合の健康診断	通常健康診断・人間ドック
入院費及び通常のベッド代	治療上でない差額ベッド代
子供の歯科矯正	美容目的の大人の歯科矯正
通院のための電車代・バス代	通院のためのタクシー代
自由診療のための差し歯・銀冠・金冠	高価な金歯等
温泉・スポーツクラブ利用（医師の証明あり）	通常温泉・スポーツクラブ利用
治療のため購入した薬等	健康ドリンク・体温計等
大人用オムツ（寝たきりの証明が必要）	
訪問看護、デイサービスなど	

※代表例です。全てではありません。

< 賢く受けよう！医療費控除 >

共働きなど世帯の中で所得のある方が複数にわたる場合、控除を受ける人は誰にすればよいのでしょうか。ここで、先ほどご紹介した計算式をご覧ください。計算式の中に所得税率を掛ける部分があります。日本の所得税は超過累進税率となっておりますので、所得が高い人ほど税金が高くなっています。所得の高い人で控除を受ければ、節税効果が高くなりますよ！

ノムラ薬局では確定申告のお手伝いとして、処方せん調剤による医療費の年間領収書を無料で発行しています。いつでもお気軽にお申し付け下さい。

—親切・便利・安心 お役に立ちますノムラ薬局—